

桂川町告示第114号

令和6年第3回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月22日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和6年9月3日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○9月19日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第3回（定例）桂川町議会 会議録（第1日）

令和6年9月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告
（1）感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 承認第15号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
- 日程第9 議案第24号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 日程第10 議案第25号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第26号 桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第27号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第28号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第29号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第30号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第31号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 認定第1号 令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第2号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第3号 令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第20 認定第4号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第5号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第23 認定第6号 令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第24 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第25 報告第5号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第26 報告第6号 健全化判断比率の報告
- 日程第27 報告第7号 資金不足比率の報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告
(1) 感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 承認第15号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
- 日程第9 議案第24号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 日程第10 議案第25号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第26号 桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第27号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第28号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第29号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第30号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第31号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第17 認定第1号 令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第2号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第3号 令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第4号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第5号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第23 認定第6号 令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第24 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第25 報告第5号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第26 報告第6号 健全化判断比率の報告
- 日程第27 報告第7号 資金不足比率の報告

出席議員（10名）

1 番 林 英明君	2 番 下川 康弘君
3 番 柴田 正彦君	4 番 杉村 明彦君
5 番 大塚 和佳君	6 番 吉川紀代子君
7 番 北原 裕丈君	8 番 竹本 慶吉君
9 番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君

税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	永松 俊英君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第3回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、北原裕丈議員、8番、竹本慶吉議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月20日までの18日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。今年の夏は、ことのほか暑い日が続き、熱中症などの健康被害が心配されましたが、ようやく朝夕は涼しさを感じる季節になりました。

フランスの首都パリで開催されたオリンピックでは、日本選手の活躍が目覚ましく、メダルラッシュの大会になりました。

また、8月8日に発生した宮崎県日向灘の地震に対応して、気象庁は南海トラフ地震を警戒して、巨大地震注意を発令するなど、一時騒然としましたが、1週間後には解除され、安堵したところです。

政治面では、岸田総理大臣の退任表明を機に、後継者選びが激化するなど、慌ただしい状況が続いているところであります。

さて、本日は、令和6年第3回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様にはお忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について、御説明いたします。

初めに、今回の台風10号による大きな被害はありませんでした。

なお、台風に備えて町の避難所に避難された方は、53世帯75人でした。

災害は、いつどこで発生するか分かりません。地震や台風、大雨などの対策の一環として、現在、総合防災訓練の実施について、計画を進めているところです。

今回の内容は、近年の災害における「私の備えの課題について」というテーマで講演をいただき、グループワークでマイ・タイムライン、個人の避難計画の作成を行い、主として自治防災組織リーダーの育成に資するものです。

次に、現在、本町が使用している総合行政システムのうち、基幹系20業務を国の標準仕様システムに移行する自治体の情報システムの標準化・共通化の取組を進めています。国の仕様書の改版や児童手当の拡充、定額減税対応などの法改正により、進捗に遅れが出ていますが、令和7年度末までには完了する予定です。

次に、ふるさと応援寄附金事業については、年度当初の目標額達成を目指し、町と寄附者をつなぐ事業者を新たに選定し、事業範囲の拡大や返礼品の創作などに取り組んでいます。

7月末現在の進捗状況は、返礼商品数及び返礼商品提供者数が確実に増加し、寄附金の受入実績についても、昨年同期の金額を上回っています。

ふるさと応援寄附金事業は、町の自主財源確保に直結するとともに、町の認知度アップや地域経済の活性化に資する幅の広い有用な施策であります。今後とも、積極的な事業展開を図ってまいります。

次に、桂川町誌編さん事業については、町誌編さん事業推進本部会議を開催し、構成内容や目次、いわゆる章立について検討するとともに、誌面の文字数やレイアウト等の体裁について協議を行ったところです。

章立てに基づいてリストアップした資料を各所管課で調査・調整し、必要に応じて原稿執筆担当者がヒアリングを行い、着手していく手順で進めてまいります。

また、昭和25年から39年に発行された「公民館報けいせん」を探しています。桂川町誌を編さんする上で貴重な資料になりますので、一部でもお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ御一報をくださいますようお願いいたします。

次に、役場庁舎の南側に隣接している土地については、将来のまちづくり計画や現状の課題解決等に活用する用途が高く、また、庁舎周辺の環境を維持するためにも、状況が整えば購入する必要があると判断し、関連予算を計上していますので、よろしくお願いします。

場所は、桂川町大字土師４２００番地１ほか５筆で、面積は４８１６．２９㎡、当面、駐車場等の多目的に活用する予定です。県道豆田稲築線道路改修工事、九郎丸工区の関連や、七浦ため池改修工事に係る駐車場代替地など、有効に活用できるものと考えています。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）の道路改修工事については、飯塚県土整備事務所において、精力的に用地買収等の取組が進められているところです。

なお、道路の完成イメージ画像については、県土整備事務所において作成中であり、完成次第御紹介したいと考えています。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設に関する動向については、６月の行政報告以降、事業者等の動きに大きな変化はありません。

一方、町内においては、行政区長全員の建設反対の請願書並びに建設計画地周辺の旧行政区の住民の署名（１，３２１名）が、７月１７日付で町長宛に提出されました。今後とも、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症については、昨年の５月に感染症の法律上の位置づけが２類から５類に変わりました。

また、ワクチンの特例臨時接種が、本年３月末をもって終了し、４月１日以降のワクチン接種は全額自己負担になっています。

なお、感染の流行は予想される１０月１日より来年の３月３１日の間は、原則として６５歳以上の方を対象に、一部公費負担による接種ができるようになります。詳細については、ホームページ等でお知らせしますので、よろしくお願いします。

次に、敬老祝い金の支給を９月３日、本日から行うこととしています。支給対象者数は、７７歳が２５１名、８８歳が９０名、９９歳が１０名です。

また、長寿祝い品の贈呈は、新１００歳が８名、１０１歳以上の方が１９名の計２７名です。

なお、町内の７０歳以上の方を対象に、敬老のお祝いと健康の増進を目的として、グラウンドゴルフ場、総合体育館トレーニングルーム、ひまわりの里のお風呂で利用できる桂川町敬老祝施設利用チケットを交付しています。

次に、プレミアム付商品券の発行については、物価高騰の影響を受けている町民の皆様の家計の支援を行うとともに、地元商工業者の振興、地域経済の活性化を図ることを目的に、本年度も実施します。

なお、国・県のデジタル化推進も考慮して、電子券を４，０００冊、従来の紙券を６，０００冊

の計1万冊を発行いたします。どちらも8月21日から募集受付を行っており、利用期間は10月4日から来年1月10日までとなっています。

次に、現在、県営事業として取り組んでいます桂川中学校の横にある七浦ため池の改修工事については、8月から周辺住宅の建物の事前調査を行っているところです。本年10月から、七浦ため池へ進入するための仮設道路の整備工事を行う予定です。

次に、子育て支援に関する取組については、幼保連携型認定こども園の建設を目指し、桂川小学校運動場の東側に隣接します旧町営住宅土居団地跡地を第1候補地として、調査・検討しているところです。

しかしながら、課題や問題提起が多く、これまでのところ具体的な計画立案には至っていません。

このため、本年3月の町議会の施政方針において示していました令和8年4月の開園には間に合わない状況になっています。このことにつきましては、町民の皆様に心からおわび申し上げます。課題の解決を図り、早期に計画推進ができるよう努力してまいりますので、しばらくの時間の猶予をいただきますようお願いいたします。

次に、社会教育関係では、桂川町の夏の風物詩「夏まつり桂川」が開催され、家族連れなど多くの方々に御来場いただき、盛会に無事終了することができました。開催に御尽力いただきました実行委員の皆さんに、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

また、王塚古墳の秋の特別公開は、10月19日土曜日と20日日曜日を計画しています。感染症対策に配慮しつつ、人数制限のない公開を実施してまいります。

今年で51回目になります人権・同和問題地域懇談会については、10月に各行政区において実施する予定です。多様性の尊重や価値観の多様化が進行する中、様々な人権問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

次に、補正予算については、専決処分の承認1件と議案5件を提案しています。

まず、承認第15号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）は、令和6年8月9日付で専決処分を行いましたので、本議会にて報告し、承認を求めるものであります。

内容は、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施している定額減税補足給付金について、4,875万円を追加計上したものであります。

次に、補正予算のうち、一般会計では第2号の補正を提案しています。補正額1億8,698万8,000円を追加し、予算の総額を69億3,848万6,000円に定めようとするものです。

補正の主なものは、歳入予算では、1款町税において、調定額の決定により2,647万9,000円を減額計上していますが、これは、国の定額減税によるもので、この減収分につい

ては、１０款地方特例交付金にて補填されているものです。

１１款地方交付税の普通交付税は、前年度比０．５％減の１９億８，６９０万３，０００円で決定をしています。

補正後の地方交付税の総額は２０億８，２２９万３，０００円で、留保財源額は１億４６１万円となります。

１５款国庫支出金では、吉隈保育園が幼保連携型認定こども園「きのみの森子供園」に移転整備することに係る交付基準額の引上げにより、追加計上をしています。

１９款繰入金は、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金繰入金の２億円減額して計上及び公共事業整備基金繰入金を追加計上しています。

２０款繰越金は、令和５年度一般会計の純繰越額として３億６，１３３万３，０００円を見ています。このため、当初予算額との差額分３億１３３万３，０００円を追加計上しています。

一方、歳出予算では、職員等人件費について、本年４月の人事異動等に伴う関係費目を整理しています。

個別の案件では、２款総務費において、能登半島地震の被災地支援派遣職員の経費負担金や庁舎南側隣接土地の購入費、公用車購入費のほか、公共事業整備基金や教育・保育施設整備基金の追加計上をしています。

３款民生費では、認定こども園整備に係る就学前教育・保育施設整備交付金を、４款衛生費では、本年１０月から開始される新型コロナウイルスワクチンの接種委託料を追加計上しています。

６款農林水産業費では、荒廃森林整備事業委託金を、１０款教育費では、県の受託事業である部活動地域移行実証事業費やワンヘルス教育推進事業費を追加計上しています。

以上が、一般会計の補正の主な内容でございます。

次に、令和５年度桂川町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

令和５年度の一般会計における主なハード事業としましては、就学前教育・保育施設整備交付金による私立まめだ保育園の新設や学校給食共同調理所の調理用蒸気ボイラーの更新のほか、町道笹尾２号線の災害復旧事業をはじめ、町道の拡幅や舗装改良等を実施しました。

ソフト面では、コンビニスマホ収納や防災ハザードマップの更新、地域公共交通計画ほか各種計画の策定、王塚古墳石室内の鋼管支柱の改良などを行いました。

また、低所得世帯支援に係る給付や小中学校の給食費公費負担、水道料金の減免、プレミアム商品券の発行などを実施したところです。

そのような状況の下、一般会計の決算は、実質収支額が３億６，１３３万４，０００円の黒字決算となりました。

特別会計の決算では、住宅新築資金等貸付事業特別会計が51万3,000円、国民健康保険特別会計が5,183万6,000円、後期高齢者医療特別会計では261万6,000円の黒字決算となっています。土地取得特別会計では、歳入歳出差引額はゼロ円です。

次に、財政運営上の重要な指標である経常収支比率については、前年度に比べ4.1ポイント悪化し、96.2%になりました。これはふくおか県央環境広域施設組合の負担金が、一時的な軽減策から平年ベースに戻ったことによるものです。

国においては、物価高騰のコロナ対策等に伴い、巨額の赤字国債が発行されており、地方交付税をはじめとする地方財政施策への影響が懸念されます。

施策全般について一層の効率化を図りつつ、中長期的な視野に立ち、より実効性の高い行財政運営に努めることが肝要であると考えています。

決算の審査に当たり、監査委員には、細部にわたる分析・検討を加えられました審査意見書を提出していただき、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

決算の内容については、会計管理者が御説明いたしますので、御審議の上認定賜りますようお願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町公平委員会委員の選任に関する同意案件が1件、専決処分の承認が1件、規約の変更が1件、条例の一部改正が2件、令和6年度補正予算が5件、令和5年度決算の認定に関するもの6件、報告3件の計19件でございます。

人事案件については私から、その他の議案等については担当課長が説明しますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3．総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

6月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしてまいりました。

令和6年度においては、16か所の工事予定がなされております。

土居瀬戸線道路改良工事については、拡幅のための用地買収において、建物等移転補償調査を行っています。

また、桂川駅前の豆田瀬戸線については、道路拡幅のための測量設計調査を発注したところです。

土居四角交差点部入口の拡幅工事に伴い、本年度、信号機移設工事を発注しており、8月上旬に完了に至っております。

また、町道森園松ノ木線においては、下排水の流れをよくするため、側溝改修工事が行われ、8月末に完了しております。

このほか7か所の工事が発注され、施工中であり、6か所が未発注であります。

交通安全事業では、東小学校前セブンイレブン付近交差点の区画線の再設置や、圓屋食品前の路側帯のカラー舗装設置等が行われております。

このほかにも、委員会として桂川駅ホームを視察し、王塚古墳等の案内標示が設置可能な箇所を指摘し、J R九州と協議するよう指摘したところです。

この要望箇所の未整備もあるため、現地確認を行い、今後も優先度の高い整備箇所の工事着手について、指摘を行っていくものです。

したがいまして、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生常任委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 6月定例会後、5回の委員会を開催しました。

最初に保育教育環境整備について報告します。

7月22日、桂川小学校、8月1日、桂川中学校、8月21日、桂川東小を視察しました。

桂川小学校、桂川東小学校の学校長は、「地域の協力があり、学校を支えていただいています」と同じ言葉を言われました。また、3校の学校長は、「校務支援ソフトなどを入れていただいているので、それによって、以前よりも子供に向き合う時間が取れています」と言われました。

一方、桂川小学校、桂川中学校の屋外トイレは、掃除はきちんとしてあるものの、ドアの板が破れていました。また、両校とも建設後四十数年がたち、老朽化が目立っています。子供たちに申し訳ないですねと委員で話しました。

中学校の体育館は、大型扇風機やスポットクーラーが用意してありますが、酷暑の夏に部活や体育学習をすることは、命の問題につながるのではと懸念しています。また、3校の体育館は、町の避難所にもなっています。エアコンの設置が望まれます。

中学校の修学旅行は、6万円を超えないようにしてきたそうです。しかし、物価高で、それも厳しいということでした。委員からは、町からの助成を検討してはという意見が出ました。

次に、奨学金制度の調査研究についてですが、現在、教育委員会で制度設計に取り組まれていますので、その報告を受けて検討します。

今後とも、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査の研究のために視察や調査が必要です。

つきましては、閉会中の継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報編集及び発行に

ついて、当委員会の報告をいたします。

6月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年8月6日に第47号を発行いたしました。

当委員会は、引き続き桂川議会だより第48号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第6. 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、閉会中の審査事件として、大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会に付託しておりました感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査についてを議題といたします。

本件について、委員長の間審査報告を求めます。柴田委員長。

○大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長（柴田 正彦君） 6月本会議以降のことを簡潔に報告します。

7月9日、産廃問題担当の町弁護士を訪問し、助言をいただきました。

7月31日、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉事務所を訪ね、現在の状況を尋ねました。

8月7日、産廃施設近辺の調査を行いました。

8月21日、調査特別委員会を開き、経過報告と情報の交流を行いました。その中で、専門知識を持った方が必要だという意見が多く出ました。井上町長にその話をし、協力を求めました。

この産廃問題は、これからが重大な局面となります。住民、町、議会が一体となって活動できるように、調査特別委員会は取り組んでいきます。

○議長（林 英明君） これで、委員長の中間審査報告を終わります。

本定例会に上程された案件は、同意1件、承認1件、議案8件、認定6件、報告3件であります。このうち、同意第2号は本日即決していただき、承認第15号、議案第24号から議案第31号までの議案については、本日質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。また、認定第1号から認定第6号につきましては、本日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置していただき、各特別委員会に付託したいと思いますので、御了承願います。

なお、承認第15号、議案第24号から議案第31号までの議案については、9月12日、13日、18日の3日間、各常任委員会で審議をしていただき、認定第1号から認定第5号については、9月4日、9日、11日の3日間、一般会計・特別会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、認定第6号については、9月5日、6日の2日間、水道事業会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、9月20日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い順次上程いたします。

日程第7. 同意第2号

○議長（林 英明君） 同意第2号桂川町公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第2号桂川町公平委員会委員の選任について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、地方公務員法第9条の2の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

本町の公平委員会委員でありました松尾朋氏が、本年の5月31日をもって辞任されましたので、その後任として瀧脇明裕氏を選任することについて、町議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに参考資料を添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。同意2号について、2点ほど質問させていただきます。

まず第一に、桂川町における公正委員は3名だと思います。今回の瀧脇さんを除いて、あと

2名の名前を教えてください。

次に、この方を選任する理由を簡単におっしゃいました。それで、松尾朋さんが5月31日付で辞任した、そのことによってこの方を後任と選任すると、そういうふうに説明をなさいました。この松尾朋さんが辞任された理由を簡単に教えてください。

○議長（林 英明君） 総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） ほかに2名の公平委員をお尋ねでございます。1名は新井俊孝氏、もう1名は都田智子氏、2名となっております。

松尾朋氏が辞任された理由ですけれども、6月1日より本町の顧問弁護士になられておりますので、5月31日に続けて辞任をされております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号桂川町公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第8. 承認第15号

○議長（林 英明君） 承認第15号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書5ページ、承認第15号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について、御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月9日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和6年度一般会計8月専決予算書（第2号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,875万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,149万8,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金4,875万円の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上でございます。

次に、8ページ、歳出でございます。

3款1項13目低所得者給付・定額減税一体支援事業費4,875万円の追加、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施しております低所得者支援及び定額減税補足給付金のうち、定額減税補足給付金分につきまして、国から新たに提供されました算定ツールを用いて再算定しましたところ、現計予算額では多額の不足が生じることが判明しましたので、対象者への速やかな給付を図るため、追加計上したものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。ただいま議題となっております承認第15号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第24号

○議長（林 英明君） 議案第24号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書6ページをお願いいたします。

議案第24号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明いたします。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡

県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書7ページをお願いいたします。

規約の改正について御説明申し上げます。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1中、「被保険者証及び資格者証」を「資格確認書等」に改めるものです。

附則でございますが、この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） この議案に対して、2点ほど質問をさせていただきます。

この案件は、現在発行されております後期高齢者の医療保険証、これが12月2日からなくなる、もう発行されなくなる。その代わりに、資格確認書なるものが発行されるという内容です。例えば、私ですと、7年の7月31日まで使えるようになっております。

確認書というのは、毎年送られてくるものでしょうか。そして、これは、毎年申請しなければならないものなのか。

それとあと一つ、ここで書いてあるのに、新旧のところで、2番目、旧では3番目ですか。新では同じく3番目で、最初、旧のときには「被保険者証及び資格証明書返還の受付」、同じく新では「資格確認書の返還の受付」と書いてございます。

私は、今まで医療証をもらいました。それは、例えば7月31日までですから、8月1日からは新しい医療証ですよということで、役場から手渡してもらっています。そのときには、事前にもらっているから、旧の医療保険証を持っています。そのときに交換はしていません。それで、私はその後、自分で破棄しています。病院に行っても、病院、自分で破棄してくださいと言われるからです。

そうしていたんですけど、これでは返還の受付となっております。役場で返還の受付をしなければならないのでしょうか。そのときに発行と廃止と同日になるのでしょうか。その都度、住民は役場に行かなくてはならないのでしょうか。そのことをお答えください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず1点目なんですが、被保険者証につきましては、現在は、議員おっしゃいました来年の7月31日まで使えるようになっておりますので、そちらを12月2日以降も使っていただくことについては問題ございません。

来年の7月31日以降、今の保険証が切れるというところにつきましては、来年の7月31日前に資格確認書を送るというような形でなっております。

その際に、申請ということでございますが、そちらについては、マイナンバーで登録された方、いわゆるマイナンバーにひもづけされている方については、こちらのほうで把握ができますので、そちらの方については、資格確認書は発行せずに、それ以外の方につきまして送ります。ですから、申請というのは必要ございません。

先ほど、3番目ですが、返還のということでございます。基本的には、入替えといいますが、送った分で、前の部分は破棄ということしておりますけれども、死亡とかされた場合に、必ず役場のほうに窓口等で申請の手続をしていただきますので、そういった際に返還というところが生じるというところで、この規約が入っているというところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、この資格確認書の返還ということは、死亡したときのことを言っておられるんですか。元気な人じゃないんですね。亡くなったときのことを言っておられるんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 厳密に言いますと、当然、入替え、前の保険証が切れた後、当然それを引渡しといいますか、引換えということになります。やはり数もたくさんいらっしゃいますので、そういったものについては簡略化ということで、前の分は御自分で廃棄というか、していただくと。規約上は、当然返還ということになっておりますけれども、この返還というのは、先ほど議員もおっしゃいました死亡等が入るということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、今度そういうふうな資格確認書になっても、その都度、7月31日までそれを使って、持っていて、そして新しいのと自分で交換して、自分で廃棄することですね。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第25号

○議長（林 英明君） 議案第25号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書 9 ページをお願いいたします。

議案第 25 号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴い、桂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会への議決をお願いするものでございます。

議案書 10 ページをお願いいたします。

条例の改正内容について、御説明申し上げます。

第 12 条中第 9 項を第 5 項に「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第 3 項もしくは第 4 項に規定する被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「または虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行し、施行日前にした行為等については、従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第 25 号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第 11. 議案第 26 号

○議長（林 英明君） 議案第 26 号桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書 12 ページをお願いいたします。

議案第 26 号桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書13ページをお願いいたします。

条例の改正内容について、御説明申し上げます。

第3条第2項第5号、第7号及び第8号中、施行令第2条の4第8項を施行令第2条の4第7項に改め、同項第9号中、施行令第2条の4第7項を施行令第2条の4第6項に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和6年11月1日から施行し、施行日の前においても、必要な事務の準備行為を行うことができるようにするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 質問いたします。この新旧対照表ともに書いてあるんですけど、5号、7号、8号それから9号ですか、同じことが書いてあります。例えば5号のところを読ませていただきますと、下線のところです。「施行例第2条の4第7項に規定する額以上である」、こういうふうに全部書いてあるんです。「額以上」ってあるんです。その金額だと思うんですけど、その金額を教えてください。5条、7条、8条、9条ともに教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） すいません、今ちょっと金額につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんけども、委員会のほうで詳しく御説明をさせていただきますと思います、すいません。

○議長（林 英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は8分から。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

日程第12．議案第27号

○議長（林 英明君） 議案第27号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書15ページ、議案第27号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和6年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル②令和6年度一般会計9月補正予算書（第2号）で御説明します。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,698万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,848万6,000円に定めようとするものでございます。

次に7ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

追加としまして2事業債、防災対策事業債100万円及び緊急自然災害防止対策事業債1,080万円の追加、また変更としまして2事業債、一般補助施設整備等事業債は4,410万円から4,770万円に、臨時財政対策債は997万3,000円から1,020万3,000円に、それぞれ起債限度額を変更しますほか、地域活性化事業債を充てることとしておりました事業に対しまして、県との協議により、さらに財政措置に優れました起債メニュー、先ほど追加のところで申しました緊急自然災害防止対策事業債を起債することとしたので、廃止するものでございます。

次に11ページをお開きください。ここから歳入予算について御説明いたします。

1款1項1目町民税個人3,576万8,000円の減。

次の12ページ、2項1目固定資産税961万6,000円の追加。

次の13ページ、3項2目軽自動車税種別割32万7,000円の減は調定額の決定によるものでございます。このうち1項1目町民税個人につきましては、国の定額減税の影響により大幅減となっております。

次に、14ページ、10款1項1目地方特例交付金5,017万6,000円の追加は決定によるものでございますが、このうち先ほど申しました町民税個人の減収分に対しまして、定額減税減収補填特例交付金が4,969万8,000円交付されるため、大幅増となっております。

次に15ページ、11款1項1目地方交付税5,494万3,000円の減は、普通交付税での財源調整によるものでございます。この普通交付税につきましては、当初予算時点で、本年度交

付予定額を19億7,283万4,000円と見込んでおりましたところ、去る7月23日対前年比0.5%減の19億8,690万3,000円での決定となりました。本補正後の地方交付税の予算計上額20億8,229万3,000円のうち、特別交付税分2億円を除きました普通交付税分は、18億8,229万3,000円でございますので、決定額との差額、いわゆる普通交付税留保財源額は1億461万円となるものでございます。

次に16ページ、13款1項1目民生費負担金39万8,000円の追加は、養護老人ホームへの入所措置に係る老人福祉施設入所者負担金を追加計上しております。

次に17ページ、15款2項2目民生費国庫補助金2,079万7,000円の追加は、私立の認定こども園整備に係る就学前特定教育・保育施設整備交付金を、交付基準額の引上げにより追加計上しております。

次に18ページ、16款2項5目農林水産業費県補助金404万5,000円の追加は、荒廃森林整備事業費県交付金の追加計上。

次の19ページ、3項3目教育費県委託金138万円の追加は、ワンヘルス教育推進事業費県委託金及び部活動地域移行実証事業費県委託金の追加計上でございます。

次に20ページ、17款1項2目利子及び配当金6万9,000円の追加は、説明欄に記載しております、各基金の運用収入の確定によるものでございます。

次に21ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金2億円の減は、今回の補正で歳入が歳出を上回ったことによる財源調整。2目公共事業整備基金繰入金4,600万円の追加は、役場南側駐車場隣接土地の購入財源として繰り入れるものでございます。

次の22ページ、2項1目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金46万円の追加は、当該会計の歳入余剰見込額の受入れによるものでございます。

次に23ページ、20款1項1目繰越金3億133万3,000円の追加は、令和5年度一般会計の純繰越額が3億6,133万3,000円となりましたので、当初予算計上額6,000万円との差額分を追加計上しております。

次に24ページ、21款4項2目雑入3,782万2,000円の追加は、電算システムの標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金や福岡県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療療養給付費負担金前年度精算金のほか、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を追加計上しております。

25ページ、22款1項1目民生費360万円の追加は、国庫支出金の交付基準額の引上げに伴います特定教育・保育施設整備事業債の追加計上、2目農林水産業費210万円の追加は、国土保全対策事業債の廃止及び農業用施設自然災害防止対策事業債の追加、7ページの地方債補正で御説明しました、より財政措置に優れた起債メニューを選択したことによる予算措置のほか、

県施工の七浦ため池改修事業費の町負担分に係る防災重点農業用施設整備事業債の追加計上、5目臨時財政対策債23万円の追加は、決定によるものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。なお今回の歳出予算の補正に当たりましては、職員人件費につきまして、本年4月の人事異動等に伴う予算の組替えなど、全ての関係費目を整理しておりますので、ここでお断り申し上げ、以降の御説明は割愛させていただきます。

また、歳入予算の補正に伴う財源組替えにつきましても、御説明を割愛しますので、併せてお願いいたします。

では、26ページをお開きください。

1款1項1目議会費846万1,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に27ページ、2款総務費1項1目一般管理費682万6,000円の減は、職員人件費の整理が、次の28ページ、能登半島地震災害派遣職員活動経費負担金の追加計上を上回ったもの。

3目財政管理費3,646万6,000円の追加は、財政調整基金及び減債基金に係る運用益の積立金と住宅新築資金等貸付事業特別会計からの歳入余剰見込金の繰入れに伴う公共事業整備基金積立金及び一般会計前年度繰越金の一部を財源とする教育・保育施設整備基金の積立金の追加計上。5目財産管理費5,158万3,000円の追加は、役場南側駐車場隣接の土地購入費と備品購入費、こちらは特別職公用車購入費の追加計上。9目電算管理費406万2,000円の追加は、電算システム標準化対応に係るガバメントクラウド接続サービス導入委託料及び同サービス利用料の追加計上でございます。

次に29ページ、2項1目税務総務費290万1,000円の追加は職員人件費の整理。

次の30ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費69万4,000円の減は、職員人件費の整理や印刷コスト費、こちらは戸籍謄本等の交付用の偽造防止用紙の印刷費の追加計上を上回ったもの。

次に31ページ、6項1目監査委員費98万6,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次に32ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費705万4,000円の減は、職員人件費の整理と次の33ページ、同じく職員人件費の整理に伴います国民健康保険特別会計への職員給与費等繰出金の減額計上。

3目老人福祉費384万5,000円の追加は、養護老人ホームへの新規入所1件による老人福祉施設入所者措置委託料と、職員人件費の整理に伴います、後期高齢者医療特別会計への職員給与費等繰出金の追加計上でございます。

4目重度障がい者医療費87万4,000円の追加、5目子ども医療費55万6,000円の追加、6目ひとり親家庭等医療費1万5,000円の追加、7目未熟児養育医療費61万4,000円の追加は、それぞれ精算による前年度国庫県支出金返還金の追加計上。

8目介護保険事業費22万6,000円の減、次の34ページ、9目介護予防事業費2万1,000円の減、10目地域包括支援センター事業費41万9,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

11目総合福祉センター費253万円の追加は、障がい者用浴室換気システムの機能不全による、ひまわりの湯浴室換気システム修繕工事及び備品購入費、こちらは調理室用冷蔵庫購入費の追加計上。

次の35ページ、物価高騰対応重点支援給付金給付費126万円の追加は、前年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金、住民税非課税世帯への7万円の給付に係るものの追加計上でございます。

次の36ページ、2項1目児童福祉総務費2,526万5,000円の追加は、私立の認定こども園整備に係る就学前教育・保育施設整備交付金の追加計上、2目児童措置費24万7,000円の追加は、職員人件費の整理及び過年度分児童手当国庫負担金返還金の追加計上、3目児童福祉施設費407万8,000円の追加は、賃金改定の反映等による学童保育所運営委託料の追加計上、4目子育て支援費165万6,000円の減、5目土師保育所費466万3,000円の減は、職員人件費の整理、次の37ページ、6目子育て世帯生活支援特別給付金給付費84万1,000円の追加は、精算による前年度国庫補助金返還金の追加計上でございます。

次の38ページ、3項1目国民年金費17万円の追加、次の39ページ、4項2目人権センター運営費1万円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に40ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費559万円の追加は、職員人件費の整理、2目予防費4,881万6,000円の追加は、10月からの接種開始に伴いますコロナワクチン接種委託料の追加計上によるものでございます。

次の41ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費1万2,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に42ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費95万6,000円の追加は、職員人件費の整理と農業用施設の修繕料及び鉾害復旧かんがい排水施設維持管理基金に係る運用益積立金の追加計上によるもの。

6目農地費3万8,000円の追加は、職員人件費の整理と次の43ページ、吉隈土地改良区に係る補償金、こちらは換地完了による町有地面積の増に伴う精算金の追加計上。次の44ページ、2項3目荒廃森林整備事業費404万6,000円の追加は、施業面積の増加等によるものでございます。

次の45ページ、7款商工費1項1目商工総務費8,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に４６ページ、８款土木費２項１目道路橋梁総務費５１万７、０００円の減、次の４８ページ、３項１目都市計画総務費５、０００円の追加は、職員人件費の整理。

４目駐車場等費１４万８、０００円の追加は、桂川駅駐輪場の防犯カメラにつきまして、リース方式での設置から買取り方式での設置に改める予算措置でございます。

次の４９ページ、４項１目住宅管理費１万５、０００円の追加、２目住宅建設費６７万円の追加は職員人件費の整理でございます。

次に５０ページ、１０款教育費１項２目事務局費６６１万円の追加は、職員人件費の整理と県からの受託事業として実施します、部活動地域移行実証事業に係る報酬、謝礼、事務費等及び参加児童生徒数の増に伴う、土曜学習教室運営委託料の追加計上。

次の５２ページ、２項２目小学校教育振興費３５万３、０００円の追加、次の５３ページ３項２目桂川東小学校教育振興費１４万７、０００円の追加は、こちらも県からの受託事業として実施します、ワンヘルス教育推進事業に係る消耗品費の追加計上でございます。

次の５４ページ、５項１目桂川幼稚園費２０万６、０００円の減、次の５５ページ、６項１目共同調理場費４万６、０００円の追加、次の５６ページ７項１目社会教育総務費２０万８、０００円の減、６目王塚装飾古墳館費１万８、０００円の追加、７目図書館費１万１、０００円の追加、次の５７ページ、８項３目総合体育館費１万２、０００円の追加は、職員人件費の整理でございます。

５８ページ、１２款公債費１項１目元金５万６、０００円の追加、２目利子３２万８、０００円の減は、既発行地方債の借入率の一部見直しや新規発行地方債の借入利率の決定などによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） ６件ほどお尋ねします。

まず、２８ページ土地の購入ということで、町長の説明にもありましたから、もしかしたらダブるところもあるかも分かりませんが、この購入目的と、それから何筆を買われたのか、坪単価。

そして、次に公用車を買われるということです。それでこの公用車ということで、町長の専用車なのかなと想像はしておりますけれど、改めて町長専用車なのか、それからそのお車の車種、それから前の車の使用年数、それから下取り価格、公用車に関する規定はあるのか。

次に、４２ページ。農業施設修繕費として１５０万ですか、上がっております。これはどこのような修繕を行うのかお尋ねします。

次に、４３ページ。補償金として３万１，０００円書いてございます。これは場所と、その計算方法を教えてください。

次に、４３ページ。荒廃森林事業委託料ということで４０４万６，０００円ですか、上がっております。これも、場所、内容、それから委託先、教えてください。

次に、４８ページ。桂川町駐輪場防犯カメラを設置するということであります。駐輪場は２か所あると思うんですけど、その場所を改めて聞きたいと思います。そして、その防犯カメラは新品をつけるのか、今までのを継続して使うのか。そして２か所あるから、２台買うのかどうかということです。

そして、４９ページ。住宅費ということで、６８万５，０００円ですか。これ住宅費って書いてあるからよく分らない。この住宅費の意味を教えてください。

○議長（林 英明君） 誰から行きますか。原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ２８ページの土地購入費４，６００万円の御質問でございます。（発言する者あり）

桂川駅南側庁舎の４，６００万円の土地購入費についての御質問がございましたので、（発言する者あり）こちらにつきましては、平米単価が９，５５０円、坪にしまして３万１，５７０円相当で、面積が４，８１６．２９㎡でございます。

土地の筆数につきましては、６筆でございます。の購入、目的につきましては、町長の行政報告にございましたように、今後の桂川中学校横のため池の工事に伴う工事によりまして、駐車場が使えなくなるようなところがございます。こういった代替の駐車場として利用する。

また、県道豆田稲築線の道路が、今から桂川中学校前、桂川役場前行われると、こういった影響も将来的にあるということで、多目的にこの庁舎南側の土地を有効に利用していくという目的で、この金額を計上させていただいているものでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 聞き取りにくいところもありました。それで改めて聞きます。

使用目的というのが、今、課長のおっしゃったように、当面、代替の駐車場として、ため池とか、県道のそういうことで、使うんだというような説明だったと思うんですけど、それが終わった後は、どういうふうに具体的に計画をしておられるのか、それと、私はここの土地、元は田んぼだったと思うんですけど、これは１筆じゃないと思うんです。何筆だったか。それから坪の単価を教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。大きな声で言ってください。

○建設事業課長（原中 康君） 筆数につきましては６筆、６筆でございます。単価につきましては、１㎡当たり９，５５０円。坪単価にしまして約３万１，５７０円でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。次の。

○議員（6番 吉川紀代子君） 当面駐車場として使うとおっしゃいました。南側の土地を。その駐車場として終わった後、どういうふうに、具体的に計画しておられるのかというのが、よく分からないので、大体でいいですから教えていただけませんか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 当面、先ほどのため池工事の駐車場等にも活用できるということで、多目的ということで、具体的にこういった形で、形を決めてこれに限定するという、目的にはなっていないというふうにお答えしております。

○議長（林 英明君） 吉川議員、全体の回答をまず待ちましょうか。ほかの質問もあったでしょう。次は、横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 28ページの17節備品購入費についてお尋ねでございます。

この備品購入費は、特別職、主に町長が使用する公用車についての予算計上になっております。現在の公用車クラウンにつきましては、平成12年の使用開始から24年が経過しております。現在、経年劣化によるエンジンの不具合等を生じ、修理が困難な状態となっておりますので、今回予算を計上させていただいております。

次の公用車については、何を購入するかは、現時点では未定でございますが、まず今回は予算取りとして、予算を計上させていただいております。

現在のクラウンにつきましては、走行が不能な状況になっておりますので、今後廃車の予定になるかと思っております。

○議長（林 英明君） 次の回答者、横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 続きまして、42ページになります。

6款1項2目農業総務費の中の10節需用費、修繕料につきまして御説明いたします。

農業用施設の修繕料になりまして、場所は2か所ございます。まず1か所目が吉隈2区でありまして、吉隈保育園の裏にありますポンプ場の取水ポンプ、こちらが故障いたしまして、こちらの修繕料が1か所になります。

もう一か所が、吉隈3区になりまして、マルマツ産業、以前の東京食品の裏手にあります転倒井堰、こちらのブレーキが故障いたしまして、こちらの修繕をするため、この2か所分の修繕料として、150万円を計上させていただいております。

続きまして、43ページになります。

6款1項6目農地費の21節補償金ということで、吉隈土地改良区の換地業務に関わります精算金という形で、3万1,000円を計上いたしております。

こちらの業務は、吉隈の土地改良区のほうが、実質的に事業を進めておりまして、土地改良事

業によりまして、工事前の土地から、工事後の土地を整備しておりまして、その工事後の土地の分の面積を減らしております。そしてその面積を減らした分を、この事業によって整備しました水路や道路の敷地として、その分の面積を確保するというような形になりまして、この業務の中で、桂川町が所有しております吉隈２区の、吉隈に研修所及び公園という敷地がございます。

こちらの面積が、標準的な減らす面積に比べまして、全体的に敷地が増えるような形になっておりますので、その増えた分の金額を精算金という形で、吉隈土地改良区のほうにお支払いするといった内容になっております。

続きまして、次の４４ページになります。

６款２項３目の１２節委託料で、荒廃森林整備事業の委託料として４０４万６,０００円を計上いたしております。

こちらの今回の範囲ということでございますが、内山田及び土師１の一部の区域を、今回ちょっと追加で増やしておりますので、そちらの分で増額した形になっております。

以上となります。

○議長（林 英明君） 次は、４８ページは、原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ４８ページの都市計画費でございます。こちらにつきましては５か所のカメラの設置、５個のカメラの設置になります。

現在、北側駐車場に２機のカメラを必要とするということで、もう機能しておりませんので、ここを追加でつけると、あと南側駐車場が、それぞれ３か所分かれて、駅の南側利用を始めて、駐輪場を３か所設置しておるんですけれども、こちらに１か所ずつつけて、計５か所になっております。

この工事費の追加として、１８１万２,０００円を計上させていただいております。その代わりに、当初予算で計上しておりました賃借料ですね、警備会社さんのほうにリースで、年間３３万で設置するという予算見込みをしておりましたけれども、これが実際、実行段階で、やはり難しいというお答えが返ってきましたので、ちょっと検討した結果、もう工事をつける方向で積算しまして、この工事費を今回計上したものでございます。

４９ページの住宅費につきましては、職員人件費の補正による計上でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 今聞いたとおり答えておられないところがあるように思いますけど、それ言うていいですか。

○議長（林 英明君） いいですよ。

○議員（６番 吉川紀代子君） 一応言ったんですけど、私の聞き漏れかも分かりませんが、２８ページのところで、公用車に関する規定等はあるのかということをお尋ねしました。これ私

が聞き漏らしたかも分かりませんが、ちょっともう一度答えてください。

それから補償金のところが、ちょっとよく分からないので、後で課長のところによく聞きに行きます。

それとあと一つ、荒廃森林事業委託料のところでも、その場所は内山田と土師1区だとおっしゃいました。内容とか、委託先を聞いております。それお答えになっていません。

それから、あと一つ、桂川町の駐輪場5か所だということは、分かりました。

しかし、この防犯カメラ、これは新品をつけるのか、今まであるのをつけるのかということ、私お尋ねしたつもりです。これにお答えになっていないようです。

以上、もう一度答えてください。

○議長（林 英明君） では、横山課長から、はい、どうぞ。

○総務課長（横山 由枝君） 申し訳ございません。公用車の規定のほう、回答が漏れておりました。公用車の規定のほうはございません。

○議長（林 英明君） 次は、横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 土地改良区の精算金の件につきましては、後で個別にお聞きいただくということでお願いいたします。

すみません。次に、44ページの荒廃森林整備事業の委託料の関係ですが、すみません、説明が漏れておりました。

荒廃森林整備事業のまず内容ですが、おおむね15年以上放置された杉とか、ヒノキの林、こちらを手入れいたしまして、健全な状態とするというような形にします。この事業は、市町村が事業主体となりまして、対象地域のまず調査、そして間伐が必要なところの間伐、そして杉、ヒノキの林の中に、竹が混じって生えているような林では、その竹を伐採するといったような内容の整備を行います。

業務につきましては、福岡県広域森林組合に業務の委託をしております、整備にかかる費用は、福岡県の森林環境税を活用いたしますので、森林所有者や町の負担はございません。

以上となります。

○議長（林 英明君） 次、原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 48ページの桂川駅駐輪場のカメラでございますけれども、5台とも新規で設置する内容でございます。

○議長（林 英明君） よろしいでしょう。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっと聞き忘れていました。

42ページで、農業施設修繕費で150万円ですか、聞き漏らしたと思うんですけど、場所を私聞いたと思うんです。

東京食品のブレーキって聞いたんですけど、もう一度、ゆっくり説明していただけないか。
何のブレーキがよく分からない。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 吉隈3区の分になりますが、今はマルマツ産業です。以前は東京食品になりますが、その裏にある水路がありまして、その水路に設置されております転倒井堰、こちらの井堰のブレーキが壊れております。そのための修繕費、修繕料を計上させていただいております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 28ページです。2件あります。

吉川さんが質問されたと重なります。4,600万を出す土地購入費です。

県道や水路の駐車場と言われたけど、そんなん県がすべきじゃないですか。何で町が造ってあるんですか。それが分からなくて、それは町の務めですかということと、これ議会等から見たら、本当に立派な土地なんです。認定こども園つくりません。その発想はないんですか、というのがまずここです。

それから、備品購入費の主に町長が乗ると言われたんですが、主に町長ちゅうことは、は町長以外があるちゅうことですか。じゃあ誰が乗りおるんですかということと、これは、僕は一般質問にも入ってますので、そこは言いますが、ちょっとこれを見たときに、558万3,000円なんです。えらい具体的です。決まってるでしょう、これやったら。こんな具体的な数字が出るちゅうことは。

じゃあ何で558万3,000円なのか教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 最初の質問の南側の土地の件です。先ほど担当課長のほうから、当面する利用方法ということで、駐車場等の多目的な使い方ということで、説明をいたしました。

経過については、いろいろあるんですけども、当初はこの部分に、大量に造成工事をして、そして住宅を建てたいという計画が、飯塚市の業者のほうからあったのは、確かです。

ただ、それが無理だということで、現状になっているわけですけども、町としては、やっぱり町のど真ん中で、しかも庁舎のすぐ隣接するところですから、町のいわゆる環境を守るためにも、そういった意味では、土地の取得というのが考えられるんじゃないかということが一つ。これはもう全体的な意味としてありました。

今回、いろんな工事関係を抱えておりますので、そういう意味でそういう駐車場的な利用ということを考えておりますけれども、先ほどちょっと申されました、その後といたしますか、あるいは、認定こども園というお話も出ましたけれども、そういったことについては、今後やはり検討

していく必要があると思っています。

今日の行政報告で申し上げましたように、桂川町小学校の横の土地、あの部分だけでは、現状から考えて、なかなか駐車場等の確保が難しいという面もありますので、そういったことについては、総合的に考えていく必要があると思っていますところ。

ただ、いずれにしても、予算がないことには、先方との話もできないものですから、まずは予算の確保ということで、お願いをしているところでございます。

○議長（林 英明君） 次、横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 町長以外の利用ということでございますが、空いていれば、副町長、議会等でも御使用いただいております。令和5年度でも、11回ほかの方が乗られているようなことがございます。

購入車の金額につきましては、現時点では何の車種を購入するかというのは未定でございます。ただ予算は上げないといけないということなので、現状のクラウンだったということで、金額のほうを上げさせてもらっておりますが、繰り返しにはなりますが、車種等については、現時点では未定で、何も決まっております。

○議長（林 英明君） 次は、大丈夫。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 駐車場って、町が造るものなんですか、工事用の。

繰り返しますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 町が造らなければいけないというような義務づけられたものではありません。

ただ、私どもとしては、県のほうに、この県道豆田稲築線の改良、あるいは七浦ため池の堤体の改修工事、こういったものをお願いしている状況があります。と同時に、先ほど言いました、この庁舎周辺の環境を守る、維持するという、そういう観点から、総合的に考えたときにやっぱりこの際、有効な土地であるという判断をしましたので、予算の計上をお願いしているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 当然だと思いますし、隣接地は、僕は買ったらいいと思います。

と思いますが、何らかの意図があるだろうなと思つとるから、聞いているだけで、じゃあいいです。終わります。

○議長（林 英明君） ほかに、原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、今、吉川議員と柴田議員から質問がありましたんで、それはちょっと省いて質問をさせていただきたいと思います。

まず、課長に、横山課長に聞きたいんですけども、これは今整備されてますけど、農業委員会のほうに、恐らく資材置場とか、何らかの形で申出があったと思うんです。この時期と目的、例えば今言った町長の説明では、住宅建てますよとかいうような形の中であったということなんですけど、現実的には、農業委員会を通ったときの時期と、相手方から言われた目的、これについて説明を受けたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 農業委員会のほうに提出された時期ですが、令和6年の5月末になっております。6月の農業委員会の総会のほうで審議をいただきまして、その後今の形になっております。

提出された申請書の提案理由でございますが、会社の資材置場並びに町の災害時等の緊急時の臨時駐車場及びイベント時の臨時駐車場というふうな形で申請されておりました。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今の説明では、桂川町の災害のときにも使ってもらってもいいですよと、附帯事項みたいな感じで、農業委員会で、これを認めたということでいいですね。

それでは、続いて、今後、今、金額が出ていますけれども、これに関しまして、例えば今この金額、桂川町が土地を買う、道路とか何かあるんですけど、これが私の知り得る限りでは、一般的には不動産鑑定士、または路価、路線価格によって引っ張り出すと、それともう一つは、町単独で大体ここら辺はこのくらいの金額するんでしょうねというような形のものが、確か3つぐらいの方式の中でされてあると思いますけれども、この金額の決定は、どのような形でされたんですか。お聞きしたい。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 当土地の予算計上にかかる決定といえますか、計算でございますけれども、こちらにつきましては、町が不動産鑑定士さんのほうに委託をしまして、その鑑定調査士の鑑定結果を元に、予算を計上させていただいたということでございます。

最終的な交渉額がこうなるのかは、ちょっとまだ、今からスタートする相手方にこういった正式な契約の申入れというふうには、まだなっていませんので、この予算措置が、もし可決されれば、その後に、こういった金額については詰めていきたいと思っています。

ただ、予算の計上につきましては、不動産鑑定士さんがお示しされたこの金額に基づいて計上させていただいております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。そしたら不動産鑑定、これ不動産鑑定、確か福岡

ですよね。福岡の鑑定、こちらのほうにあまりおられないから、福岡のほうだろうと思います。

それの中で不動産鑑定士の方が評価をしたと、一般的には、不動産鑑定士あたりが入っているということは、基本的には購入するということだろうと思いますけれども、私はそういうふう理解するところであります。

ただ、今から、町長の話にも、課長の話にもありましたように、今後相手と交渉していくんだということですね。この交渉されるのは、企画財政でするんですか、それとも原中課長のところでされるんですか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 現在、公有財産の購入等、払下げ等も、建設事業課の管財契約係のほうで担当しておりますので、そちらのほうで手続的には進めていきたいと思っております。（発言する者あり）建設事業課でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） それでは、こえていっていますんで少し時間がかかって申し訳ないんですけども、今後の交渉は、原中課長のところでされるということの理解でいいです。

それでは、ちょっと先走ったような話なんですけど、町の土地が売れたときは、大体減免措置とか、いろんな感じのものがあるんです。土地にかかったとか、また駐車場あたりでも、かかる場合もあるし、実は私昨日、福岡の税理士事務所に行って、いろんな勉強をさせていただきたいんですけど、こういうなどは特に気をつけておかなければなりませんよというようなお話も、税理士のほうで、飯塚税務署のほうで分からないと言うんです。分からないと、難しすぎると、福岡行ってくださいという話の中で、ちょっと勉強させていただいたんですけども、なかなか私もちょっと理解できないんですが、こうした案件に対して、まず減免関係は今の形からいけば、どのような形になるんですか。ちょっと分かる範疇で結構です。教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 具体的に、そういう特別租税法の協議等はまだ全然してない状況でございまして、基本的にはそういった状況については、計画的に必然的な土地を購入するというようなところで、特別租税法の適用がされるというふうに見込んでおりますんで、今の段階では、そういった対象というふうには捉えておりません。

○議長（林 英明君） 原中議員、最後でお願いします。

○議員（９番 原中 政廣君） 特にこういう案件に関しては、注意深くやっていただきたいと思います。

そこで町長のお話の中で、町長のほうに２点ほどお聞きしたいんです。

実は、私と林議長とよく、議会棟のほうから話すときは、いい土地よねと、今の整地される前

です。ここは桂川町が買っておくべき土地ですよねというような、よくお話をした記憶があります。恐らくほかの議員の皆さんも、この土地は使い道あるよねということで、これはもう桂川町で確保すべきですよねというような話をよくしたことがあります。

今回、この審査が、総務に行くわけですけども、総務の中でも、現地も見られて、いろんな形の現地も、当然そういう話は話題になったんだろうと思います。ここは大きなポイントがあると思うんです。

そうした中で、長期的展望、それとか目的を持った。もう長きにわたりこのような状態なんです。だったら今から先の桂川町のために、この土地早めにこうした転用起こる前に、桂川町として何かの形でアプローチを、ここはすべきだったんだろうと、そうすれば、例えば、これは露骨な言い方ですけども、今6筆と言われました。恐らく6筆が必ずしも地権者とは言えませんが、何筆か、地権者がおっしゃるかもわからない。地権者が違うということだろうと思います。今その前ですよ、業者が入る前。

そうすれば、そうしたとき単価が、恐らく今皆さん御存じだと思いますけど、農家いじめられているんですよ。私の住んでる吉隈、1反30万とか、20万です。ひどいとこなんかもうただでいい。そういうところは、やはり代々使ってきた農地を売らなきゃいけない。それも安い単価で売らないかん。

でも、これは例えば、町で買うのであれば、一定の単価とか、いろんな形のものができるわけ。

ところが、私はちょっと大きく問題を思っとなるのは、まずそういうことが何で考えなかったのか、もう一つは農地転用という、農業委員会が農地転用とかいろんな申請を受けるんですけど、その中は桂川町の農地を守るとは基本、でも僕は農業委員会がどうのこうの言ってるわけではない。それで申請内容がぴしっと合っておけば、これ仕方ない。

その土地を、6月かな、7月、短期間で出来上がりましたと、桂川町が買います。ちょっと寂しいような気がします。何でかというたら、そういうことをできるだけ、転売していくのを止めるようなことも、町としては、そういうことを指導していかない立場の中で、それでお金持ってるから、よかところこっと取る。

こういう考え方に、これは私の、町長と違う側面です。側面から見たとき、そういうことは、僕、十分考えられる。

何でここに行くまでに、当然あのとき、要るちゅうの分かつたのに、泥流式で買う必要があるのか、長期展望全然ないのかというようなことを考えるんです。

その点について、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、御指摘の部分については、確かにそうだろうと思います。現実問題

として、私もすぐ庁舎の横にある土地ですから、早く言えば、よく状況が分かる状況になったと
いうことがあります。

ただ、その具体的な話というのに、そこまでは、早く言えば、考えが及ばなかったということ
だろうと思います。必要な土地であるということは思っているけれども、具体的にどうアプロー
チしたらいいのかというところは、それは全然考えが及ばなかったという点があって、現在に至
っているというのが状況です。

○議長（林 英明君） もう最後ですよ。

○議員（９番 原中 政廣君） いや町長のほうが言われたから、いいですか。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） それでは、後の審議内容は、総務で出されているので、この点に
ついて今私が申し上げた内容を、中身を、課長からの報告あると思います。審議していただくよ
うにお願いしておきたい。

また総務委員長の報告に対して、足らない部分は、新たに質問していきたい。

ただ一つ言えるのは、ちょっと私バランス的に考えたのは、非常に大事だなと思うのは、
4,600万、いろいろ計上されたやないですか、したら、これがないと、交渉できないんです
よね。予算立てないと。

ということは、この補正予算を組んだときに、次は、この予算的に、例えば議会がオーケーと
かノーとか出したときに、もう次には上がってくることないから、これが通れば基本的にはこれ
はゴーがかかったということで、議会が承認したという考え方で、企画財政課長いいよね。そう
いう考え方でいいでしょ。

いや議会が承認したんじゃない、いやあのときは補正予算やったからとかいうことも、時々私
お聞きするんですけども、これを補正予算で組んでおるけど、もうこれは通れば、例えば通った
ときの話、もうこれは議会が承認したんですよということだから、私はある程度しっかり審議
しておかないと、こうした問題は、いろんなうわき飛ぶんです。正直言って、飛ぶでしょうが。

だから、そういううわさは飛ばんためにも、できたらちょっと時間あると思います。町長のほ
うにも、ここに何を建てるとか、こういうふうにするとか、そういうようなものは、しっかり打
ち出していただいて、議会もしっかり承認できるか、それいろいろあると思いますけれども、そ
ういう方向を示すような、ぜひ委員会にしていきたいと思います。終わります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか、質疑ですか。大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） その土地の購入のことでありましたけれども、今現在は資材置
場等ということでございますけど、業者の方は、計画的には、資材置場をここじゃなくて、別な
とことということで、それなりの金額は予算を組んであって、やはり見積りとか契約書に入ってあ

と思いますので、桂川町が貸した場合、今度予算が通った場合、購入した場合、その方たちは使用料なり払うということになるのでしょうか。

あと一点、公用車の関係で町長と別な方が11回と言われましたけど、その11回の中で、11人か、分かりませんが、個人的に乗られたのは何回でしょうか。要するに町長と別な人が。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 現在の予算措置の形状をさせていただいて、仮にこれが交渉後、契約と、所有権移転となった場合には、町だけが所有する土地というふうになろうかというふうにあります。

○議長（林 英明君） もう一つ、公用車、横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 11回につきましては、公務で乗られておりますので、個人的な使用ということではないかとは思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） まず個人的じゃなくて、副町長だけが乗られたとか、要するに町長と別に乗られたかということをやちょっと聞きたいんです。

あと一つは、それは役場が買われるのは一緒ですけど、使うのに、要するに役場の仕事と県の仕事かもしれないけど、事業者の方が見積りか計算するときに、ここの土地がなかったら、どうか土地探さないかんやないですか、そういうときも多分予算を組んであると思うんで、もしそんなのがなければいいんですけど、個人的にはあるんじゃないかと思いますので、もしかして町が貸したときには、利用料なり、町が徴収するかなと、これは本当、私分かりませんので、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議員御指摘されたようなことも含めて、今後の協議となってくるとしますので、そこについてはまだ何も相手方から、こういうふうにするというところまで決まって、交渉している状況ではございませんので、これからの協議というなるかと思えます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 11回につきましては、町長が同乗されておられませんので、副町長なり、その他の特別職だけが載っているようなときでございます。議員も、議会も含めてです。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員

会の各常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします再開は1時から。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第13. 議案第28号

○議長（林 英明君） 議案第28号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案第28号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の16ページをお願いします。

提案理由としまして、繰越金等の予算計上に伴い、補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、補正予算書にて御説明申し上げます。

予算書フォルダー内、③令和6年度住宅新築資金等貸付事業特別会計9月補正予算書（第1号）をお開きください。

補正予算書の2ページをお願いします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ229万6,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入1,000円の増額、2目住宅新築資金貸付金元利収入1万6,000円の増額、3目宅地取得資金貸付金元利収入9,000円の増額は、調定額の決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

3款繰越金1項1目繰越金51万2,000円の増額は、前年度からの繰越金の決定によるものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 5 3 万 8, 0 0 0 円の増額は、当会計の歳入余剰見込みに伴う一般会計繰出金への追加計上等でございます。

以上、簡略ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 2 8 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 1 4. 議案第 2 9 号

○議長（林 英明君） 議案第 2 9 号令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書 1 7 ページをお願いいたします。

議案第 2 9 号令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

タブレット資料④をお願いいたします。

補正予算書 2 ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 7, 7 3 2 万 5, 0 0 0 円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税 1 2 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、6 月の保険税の決定によるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

4 款県支出金 4, 9 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額は、財源調整でございます。

1 0 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 3 2 5 万 1, 0 0 0 円の減額は、一般会計からの職員給与等繰入金の減額計上でございます。

1 1 ページをお願いいたします。

7 款繰越金 5, 1 8 3 万 4, 0 0 0 円の増額は、前年度の繰越金の決定によるものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 3 2 5 万 1, 0 0 0 円の減額は、人事異動に伴う職員人件費の整理によるものでございます。

財源組替えは割愛させていただきまして、1 9 ページをお願いいたします。

7 款諸支出金 4 0 2 万 3, 0 0 0 円の増額は、国庫負担金等返還金の決定見込みによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 2 9 号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第 1 5. 議案第 3 0 号

○議長（林 英明君） 議案第 3 0 号令和 6 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号令和 6 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

タブレット資料⑤をお願いいたします。

補正予算書の 2 ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ2億6,506万1,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金94万5,000円の増額は、一般会計からの職員給与等繰入金の追加計上でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款後期高齢者医療特別会計94万5,000円の増額は、人事異動に伴う職員人件費の整理によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第31号

○議長（林 英明君） 議案第31号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第31号について御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

本議案は、令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。令和6年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

予算書フォルダー内の⑥令和6年度水道事業会計9月補正予算書（第2号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、水道事業費用を26万1,000円減額し、補正後の額を2億6,289万4,000円に定めよう

とするものでございます。収入予定額の補正はございません。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の53万9,000円の追加は、会計年度任用職員の手当及び共済掛金率の変更、浄水場更生工事等による水質検査手数料の追加によるもの、2目配水及び給水費の136万9,000円の減額の主なものは、職員の人事異動及び共済掛金率の変更等によるもの、次の5ページ、4目総係費の56万9,000円の追加の主なものは、職員の人事異動等及び共済掛金率の変更によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。この原水及び浄水費のところ、手数料として45万1,000円、水質検査等手数料等が計上されております。前回、PFOSのことで私がお尋ねしたときに、水質検査として大体毎年600万ほど上がっているというふうにおっしゃいました。その検査と今回の新水質検査、金額が違いうでございしますが、どういうことか。この説明を求めます。

○議長（林 英明君） 秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 水質検査手数料についてでございますが、こちらは、今回、土師浄水場と豆田浄水場の緩速ろ過池というのがございまして、そこの更生工事をするに当たっての水質検査、これが主なものでございます。これとプラスとして、有機フッ素化合物、これの水質検査を行っていない箇所については、可能な限り、給水される水に関する水質検査を少なくとも1回は実施していただきたいというような依頼を国土交通省及び環境省から依頼を受けまして、その分の2か所の分の有機フッ素化合物の検査、その追加によるものでございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっと説明がよく分かりませんでしたので、私はまた後で水道課長のところに伺いに参ります。よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第17. 認定第1号

日程第18. 認定第2号

日程第19. 認定第3号

日程第20. 認定第4号

日程第21. 認定第5号

○議長（林 英明君） 認定第1号令和5年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。北原会計管理者。

○会計管理者（北原 義識君） 議案書20ページをお願いいたします。

令和5年度桂川町一般会計及び特別会計の決算について、20ページ認定第1号から24ページ第5号まで、一括して御説明をさせていただきます。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

一般会計・特別会計の決算認定に当たりまして、議会に提出させていただいた資料は、タブレットの令和5年度決算資料、オレンジ色のフォルダーに格納してありますので、こちらのフォルダーをお開きください。

資料は、①一般会計・特別会計決算書、②決算概要説明書、③主要施策の成果に関する説明書、このほか、監査から示されました④一般会計・特別会計決算審査意見書でございます。御確認をお願いいたします。

それでは、令和5年度決算資料内の②の決算概要説明書により御説明をさせていただきます。

決算概要説明書の3ページをお願いいたします。

令和5年度の決算について総括的に示しておりますので、御一読いただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。

会計別総括表でございます。

令和5年度の決算について、一般会計及び特別会計の予算現額、収入済額、支出済額、差引金額をまとめております。また、参考といたしまして、前年度の決算内容と対前年度比率を併記し

ているところでございます。

令和5年度一般会計では、収入済額66億3,956万8,021円、支出済額62億7,058万4,184円で、差引き額、いわゆる形式収支額は3億6,898万3,837円となりました。

一般会計では、明許繰越しがなされておりますので、このうち、翌年度に繰り越すべき財源765万を差し引いた実質収支額は、3億6,133万3,837円の黒字となっております。

一般会計と特別会計の合計は、収入済額83億5,327万3,654円、支出済額79億2,932万4,446円で、差引き額は4億2,394万9,208円でございます。

なお、実質収支額は4億1,629万9,208円となるものでございます。

5ページから12ページまでは、一般会計決算の状況でございます。款別にまとめておりますので、要点のみ御説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

5ページ、歳入でございます。

1款町税は、本町の自主財源の根幹をなすもので、収入済額は12億1,207万1,649円、歳入全体の18.3%を占め、対前年度比1.7%の増でございます。収入割合のうち、対調定の97.6%は徴収率を示すものですが、徴収率と不納欠損につきましては、後ほど、別のページで御報告をさせていただきます。

2款地方譲与税は、本町では、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の3税について譲与を受けております。収入済額は5,734万3,000円、対前年度比1.2%の増でございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県税として徴収された一部が交付されたものでございます。対前年度比は、利子割交付金が減、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金は、いずれも増となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として県が町に対して交付するもので、対前年度比1.7%の増となっております。

7款地方消費税交付金は、収入済額2億8,383万6,000円、対前年度比1.3%の減でございます。

9款環境性能割交付金は、収入済額1,009万4,000円、対前年度比21.5%の増となっております。

10款地方特例交付金は、収入済額1,173万9,000円、対前年度比2.9%の増です。

11款地方交付税は、収入済額22億6,054万2,000円、対前年度比3.5%の増で、このうち、普通交付税は前年度に比べて4.0%の増、特別交付税は0.4%の増となっております。

6ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金は、保育料が主なもので、収入済額は5,562万5,571円、対前年度比6.9%の増となっております。

14款使用料及び手数料は、町営住宅使用料など、各種施設使用料、窓口手数料及びごみ処理手数料などで、収入済額1億1,699万9,776円、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、施設の利用制限が解除となった影響もあって、対前年度比では7.1%の増となっています。

15款国庫支出金は、収入済額13億3,446万1,444円、前年度実施のコロナ関連給付事業費国庫補助金の減及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減等により、対前年度比4.5%の減でございます。

7ページをお願いいたします。

16款県支出金は、収入済額5億3,832万8,529円、対前年度比7.0%の増は、障がい者自立支援及び障がい児通所支援給付費県負担金やため池改修に係る県補助金の増によるものです。

17款財産収入は、収入済額5,419万2,849円、旭ヶ丘団地の土地売払いの減により、対前年度比14.7%の減となっております。

18款寄附金は、収入済額5,365万888円、ふるさと応援寄附金の増により、対前年度比27.0%の増となっております。

19款繰入金は、収入済額1,034万9,254円、対前年度比187.8%の増は、特別会計繰入金の増によるものです。

20款繰越金は、収入済額2億8,518万4,697円、対前年度比26.1%の減となっております。

8ページをお願いいたします。

21款諸収入は、収入済額1億7,015万1,842円、対前年度比20.1%の増となっております。

22款町債は、収入済額1億3,204万2,000円で、公営住宅建設事業債や道路改良に係る公共事業等債及び臨時財政対策債の減により、対前年度比72.9%の減となっております。

以上、一般会計の収入合計は、収入済額66億3,956万8,021円で、前年度に比べて4.8%減少しております。

9ページをお願いいたします。

9ページ、これより歳出でございます。

1款議会費は、支出済額6,403万8,903円で、議会に関わる経費を支出しております。

2 款総務費は、歳出全体の 13.9%を占め、支出済額 8 億 7,048 万 2,448 円で、歳入余剰に伴う積立金減等の影響により、対前年度比 11.8%の減となっております。

新たな取組として、町史編さんに向けた取組をスタートさせ、地域公共交通会議の立ち上げ及びコンビニ・スマホによる公金収納の機会拡大を図りました。

3 款民生費は、支出済額 30 億 3,506 万 3,836 円で、歳出全体の 48.4%を占め、子供・子育て支援、福祉・医療に関する各種事業のほか、障がい児通所支援給付費の増や物価高騰対応重点支援給付金及び低所得者支援給付金並びに豆田保育園新設に係る施設整備交付金により、対前年度比 13.9%の増でございます。

10 ページをお願いいたします。

4 款衛生費は、支出済額 5 億 3,877 万 4,772 円、ふくおか県央環境広域施設組合負担金の復元により、対前年度比は 5.5%の増となっております。各種健診、予防接種などの健康管理や健康増進を図るとともに、ごみ処理など、健康で衛生的な生活環境を保持するための事業を行っております。また、物価高騰対策として、水道料金減免事業に伴う水道会計への繰り出しを実施いたしました。

5 款労働費は、支出済額 3,019 万 5,369 円、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料及び同補助金が主なものでございます。

6 款農林水産業費は、支出済額 1 億 2,634 万 9,997 円、青年就農者の拡大などを目的とした新規就農者育成総合対策事業など、農林振興に関する事業をはじめ、災害対策として、ソフト面においては、ため池ハザードマップの作成業務に取り組みました。また、ハード面においては、ため池に係る水利施設等改修工事及び防災重点農業用施設整備事業の実施により、対前年度比 11.6%の増でございます。

11 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 4,154 万 5,675 円、対前年度比 66.7%の減は、プレミアム付商品券発行事業に係る補助の減や生活応援券発行事業の皆減によるものです。

8 款土木費は、支出済額 2 億 3,255 万 2,126 円、町営住宅二反田団地 B 棟建設事業費の皆減及び道路改良事業の減により、対前年度比 72.9%の減でございます。

9 款消防費は、支出済額 2 億 6,477 万 2,260 円、飯塚地区消防組合負担金が主なもので、防災活動・災害対策に取り組み、福岡県女性消防操法大会出場補助金等の増により、対前年度比 3.6%の増でございます。

10 款教育費は、支出済額 6 億 1,882 万 5,687 円で、歳出全体の 9.9%を占め、対前年度比 1.1%の減でございます。義務教育に係る経費や住民センター、王塚装飾古墳など、社会教育施設の維持・管理経費などが主なもので、学校教育では、ソフト面において、引き続き、

少人数学級の実施、また、食材料費の高騰対策等として、地方創生臨時交付金を活用した給食費の公費負担を実施し、保護者負担の軽減を図りました。ハード面では、共同調理場のボイラー入替え工事を実施しました。社会教育では、昨年度に引き続き、王塚古墳の保存活用事業を実施しております。

12ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額3,049万6,291円、公共土木施設災害復旧工事の増により、対前年度比55.4%の増です。

12款公債費は、支出済額4億1,748万6,820円です。このうち、償還元金は3億9,998万7,357円、償還利子は1,734万424円となっており、対前年度比4.3%の減となっております。

以上、一般会計の歳出合計は、支出済額62億7,058万4,184円で、前年度に比べ、6.3%減少しております。

13ページをお願いいたします。

ここに、町税の徴収実績をまとめております。徴収実績の合計では、徴収率が現年課税分99.2%、滞納繰越分29.1%で、前年度比では、現年課税分でマイナス0.1ポイント、滞納繰越分でプラス7.5ポイントとなっており、徴収率の合計97.6%は、前年度と比べて同率となっています。

14ページをお願いいたします。

これより特別会計でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入合計で収入済額898万9,551円です。繰越金の増により、歳入全体として、対前年度比27.2%の増となっております。

15ページをお願いいたします。

歳出合計は、支出済額847万6,242円で、対前年度比の大幅な増は、一般会計への繰り出しを実施したことによるもので、実質収支は51万3,309円の黒字決算となっております。

16ページをお願いいたします。

土地取得会計は、実質的な事業がございませんでしたので、歳入歳出決算額は、ともに基金の預金利子の整理により2万5,924円、差引き残額はゼロ円となっております。

18ページをお願いします。18ページになります。

ここから国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入合計で収入済額14億7,177万445円です。歳入全体として、対前年度比9.0%の減となっております。

20ページをお願いいたします。20ページになります。

歳出合計は、支出済額１４億１，９９３万４，８１１円で、保険給付費等支払準備基金への積立てを実施しております。歳出全体として、対前年度比８．２％の減、実質収支は５，１８３万５，６３４円の黒字決算となりました。

２１ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入合計で、収入済額は２億３，２９１万９，７１３円で、歳入全体として、対前年度比５．２％の増となっております。

２２ページをお願いいたします。

歳出合計は、支出済額２億３，０３０万３，２８５円で、歳出全体として、対前年度比５．３％の増、実質収支は２６１万６，４２８円の黒字決算です。

２３ページをお願いいたします。

ここでは、一般会計及び特別会計の不納欠損についてまとめております。地方税法第１５条の７第４項、執行の停止が３年間継続したもの、同じく第５項、納税義務者が死亡または軽症者がいないもの及び、法人が倒産し、事業再開の見込みがないもの、同法第１８条第１項、徴収権を行使できる日から５年間を経過しているもの並びに、高齢者の医療の確保に関する法律第１６０条第１項及び桂川町債権管理条例第９条第１項の規定により、処分を行ったものでございます。

不納欠損は、全体で延べ７５４件、７５２万４，４２０円となっております。

以上、令和５年度一般会計・特別会計決算について、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第２２．一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（林 英明君） それでは、ただいま議題となっております認定第１号から第５号までについては、７名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第９８条を付与し、９月４日、９日、１１日の３日間で審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第１号から第５号については、７名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、一般会計・特別会計決算審査特別委員を選出し、委員長、副委員長の選出も併せて行います。

暫時休憩。

午後 1 時36分休憩

午後 1 時47分再開

○議長（林 英明君） それでは、引き続き、会議を開きます。

ただいま設置しました一般会計・特別会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、青柳久善議員、原中政廣議員、竹本慶吉議員、下川康弘議員、吉川紀代子議員、大塚和佳議員、柴田正彦議員の7名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました7名を一般会計・特別会計決算審査特別委員に選出することに決定しました。

なお、委員長に竹本慶吉議員、副委員長に柴田正彦議員がそれぞれ選出されていますので、併せて報告いたします。

日程第23．認定第6号

○議長（林 英明君） 認定第6号令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 認定第6号令和5年度桂川町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和6年7月2日から7月5日までの4日間をかけ、桂川町監査委員より精力的な審査をいただき、決算の審査意見書を頂いたところでございます。このことを踏まえまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元のタブレットに、令和5年度桂川町水道事業会計決算書と監査委員の所見として提出いただきました令和5年度桂川町水道事業会計決算審査意見書を併せて掲載させていただいております。

それでは、決算の内容説明を、令和5年度決算書フォルダー内の⑤令和5年度桂川町水道事業会計決算書により、要点のみを御説明させていただきます。

最初に、決算書の13ページをお開きください。

令和5年度桂川町水道事業の概況報告でございます。

本件報告金額の消費税の取扱いに関しましては、収益的収支については消費税抜き、資本的収

支については消費税込みの金額となっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

令和５年度の有収水量は１２８万２，５４４ｍ^３で、前年度比較で３万１，７３７ｍ^３の減少、また、給水戸数は５，９６７戸で、前年度比較で３７戸の減少となっております。

水道事業収益は２億５７９万９，０５８円で、前年度比較で１７６万９，１８０円の減少です。主な原因は、営業収益が７７３万７，２６４円、雑収益が４２１万７，２４２円増加しましたが、ほか会計補助金が１，３６０万８，２５７円減少したこと等によるものです。

次に、水道料金の未収金については３１０万２，３２０円で、前年度と比較しますと１３万５，１７０円の増額です。

水道事業費用における支出は１億９，９３２万３，０４８円で、前年度比較で１，０１３万１，２６６円増加しています。主な原因は、原水及び浄水費が６６５万６，３６７円、減価償却費が４５万８，１２９円減少しましたが、配水及び給水費が１，６０９万４，８９１円増加したこと等によります。

今年度の不納欠損は５件です。内訳につきましては、債務者死亡が３件、破産１件、所在不明が１件となっており、金額は２万２，１９０円です。

収益的収支の決算状況では、当年度純利益が６４７万６，０１０円となりました。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益６４７万６，０１０円に前年度繰越利益剰余金１億７９８万９，６６０円を合わせた１億１，４４６万５，６７０円を計上しています。この当年度未処分利益剰余金につきましては、一部を減債積立金として処分した上で、次年度へ繰り越す予定です。

なお、次年度において収入減少が見込まれるため、建設改良積立金は一時的に処分を保留としております。

資本的収支の収入はありません。

支出は２，５３１万８，１０４円となり、その不足する額２，５３１万８，１０４円は、過年度分損益勘定留保資金２，４６１万２，２６９円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７０万５，８３５円で補填しました。

続いて、１４ページをお開きください。

経営指標に関する事項でございます。

経営の健全性を示す令和５年度の経常収支比率は、前年度比較６．４６ポイント減の１０３．２５％で、健全経営の水準とされる１００％を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比較９．５３ポイント減の９８．９４％で、事業に必要な費用を給水収益で賄えているとされる１００％を下回っています。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.54ポイント増の60.78%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.01ポイント増の57.1%と老朽化が進んでいるのに対して、近年の管路更新はありませんが、老朽管については調査等を実施し、更新が必要な管路の選定または部分修繕による長寿命化等の実施や検討を行ってまいります。

なお、事業の詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、お目直しをしていただきますようお願いいたします。

戻りまして、4ページをお開きください。

令和5年度桂川町水道事業決算報告書でございます。

計上いたしております金額は、消費税込みの金額です。

収益的収入及び支出でございます。

収入についてです。

上段の表中、右から3列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業収益は2億2,433万2,235円で、内訳といたしまして、第1項の営業収益は、水道使用料等の収益2億424万5,640円、第2項の営業外収益は、長期前受金戻入や預金利子等の2,008万6,595円でございます。

次に、支出についてです。

下段の表中、右から4列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業費用は2億1,710万5,167円で、内訳といたしまして、第1項営業費用の2億366万8,860円は、職員等の人件費、浄水場の動力費、修繕費等の費用です。第2項営業外費用の1,343万6,307円は、企業債利息に係る費用及び消費税等です。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

上段の表に記載のとおり、収入はありません。

支出についてです。

下段の表中、右から6列目の決算額について御説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は2,531万8,104円で、主な支出は、第1項建設改良費の776万4,185円は、ポンプ等の固定資産購入費です。第2項は、企業債償還金として1,755万3,919円を支出しています。

6ページをお開きください。

令和5年度桂川町水道事業損益計算書でございます。

計上金額は、消費税抜きの金額です。

この表は、ただいま説明いたしました決算において、年間の経営活動の状況をまとめたものです。

当年度の純利益は、右下から4行目に記載しております647万6,010円の黒字となり、前年度からの繰越剰余金1億798万9,660円を加えた当年度の未処分利益剰余金は1億1,446万5,670円になっております。

次に、8ページをお開きください。

こちらにつきましては、先ほど説明いたしました剰余金の処分計算書でございます。

本件は、桂川町水道事業の剰余金の処分に係る条例第2条第1項及び第2項の規定によりまして、未処分利益剰余金1億1,446万5,670円は、将来の企業債償還に充てるための減債積立金40万円として積み立てた上で、1億1,406万5,670円を令和6年度へ繰越利益剰余金といたしております。

9ページをお開きください。

令和5年度桂川町水道事業貸借対照表でございます。

計上金額は、消費税抜きの金額です。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、右下1行目に記載しております16億2,691万6,973円です。

10ページをお開きください。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、右下に記載のとおり4億4,230万8,751円です。

11ページをお開きください。

資本の部では、6の資本金、7の剰余金を合わせた資本合計は、右下から2行目に記載のとおり11億8,460万8,222円です。

10ページの負債合計と合わせた負債資本合計は、右下に記載のとおり16億2,691万6,973円となり、9ページの資産の部の合計と整合しております。

以上、簡略ではございますが、水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24．水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（林 英明君） それでは、ただいま議題となっています認定第6号については、4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月5日、6日の2日間で審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号については、4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、水道事業会計決算審査特別委員を選出し、委員長、副委員長の選出も併せて行います。
暫時休憩。

午後2時02分休憩

午後2時11分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

ただいま設置しました水道事業会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、青柳久善議員、北原裕丈議員、吉川紀代子議員、大塚和佳議員の4名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を水道事業会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に大塚和佳議員、副委員長に青柳久善議員がそれぞれ選出されていますので、併せて報告いたします。

日程第25. 報告第5号

○議長（林 英明君） 報告第5号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書26ページをお願いいたします。

報告第5項損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についての専決処分についてでございます。

本件は、令和6年3月20日に発生した公用車の接触事故について、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年6月14日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。
27ページをお願いいたします。

本件の内容について御説明いたします。

損害賠償額は、1万700円でございます。事故発生日時は、令和6年3月20日水曜日午後0時35分頃、場所は、飯塚市太郎丸768の1先路上、国道200号線でございます。損害賠

償の相手方の住所及び氏名につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただいておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

事故の概要は、事故発生場所において、本町公用車クラウンが桂川方面から飯塚方面に向けて追越し車線を直進中、相手方自家用車がニトリ駐車場から直接追越し車線に進入してきたため、避け切れず接触したものです。

損害の状況は、相手方、町ともに車両の破損のみで、人的被害はございません。

事故発生の原因は、相手方運転手が左右確認不足のまま、直接、追越し車線に進入してきたことによるものです。

示談の内容につきましては、この事故に係る過失の割合は、町10%、相手方90%、双方の割合に基づき、町は、相手方物的損害額1万7000円を相手方に支払い、双方は、本事故について、今後、いかなる事情が発生しても、裁判上または裁判外において一切の異議申立てまたは請求をしないという内容でございます。

損害額及び賠償負担額の区分、事故現場見取図は、28ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、本件の賠償額につきましては、町が加入する全国自治協会自動車損害共済により全額支払われております。

以上、簡略な説明ではございますが、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。

まず、事故に遭われたということで、本当に怪我がなかったというようなことですが、ちょっと気になることが、当方には町長が運転していたわけじゃないんですよね。運転手さんとお二人乗っていらっしゃったんですね。運転手さんも大丈夫でした。何ともなかったですか。そうですか。町長も何ともなかったですか。それはようございました。

それと、あと一つ、ちょっと腑に落ちないところがあるんですけれども、ただいまの説明によりますと、相手方がニトリのあそこから直接、県道ですか、あそこに入ってきた。当方は追越し車線を走っていたわけですね。普通車線じゃないのに、それなのにどうしてこちらのほうが過失10%出るんですか。ちょっと聞いたら、向こうが絶対的に悪いと思うんですけど、こっちのほうも何で10%過失があるのかなと思って。おかしいなと私は思いますけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

交通事故の場合、どうしても、こちらも動いている以上、安全運転義務というのがあります。

ですから、事故が起こったということにつきましては、過失の多い、少ないの割合はありますけれども、車が止まっていない限りゼロにはならないというのが保険会社等の査定の仕方でありま
す。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第5号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

日程第26．報告第6号

○議長（林 英明君） 報告第6号健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書29ページ、報告第6号健全化判断比率の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見書をつけて御報告するものでございます。

報告書の4つの指標は、令和5年度決算値にて算定しております。

それでは、実質赤字比率から御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び土地取得特別会計の3会計を合わせました、いわゆる普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和5年度は3億6,184万7,000円の黒字となりましたので、実質赤字比率は発生しておりません。

次の連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計の実質赤字額に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の3つの特別会計における実質赤字額を加えた額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和6年度は10億4,616万8,000円の黒字となりましたので、連結実質赤字比率は発生しておりません。

次の実質公債費比率は、普通会計の公債費に一部事務組合に対する公債費負担金や繰出金等を加えました町が負担すべき実質的な公債費に係る一般財源の標準財政規模に対する比率でございますが、3.6%と算出しております。

次の将来負担比率は、普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、地方債現在高などの将来負担額を基金現在高などの充当可能財源等が上回りましたので、将来負担比率は発生しておりません。

なお、ただいま御報告いたしました4指標は、議案書29ページの健全化判断比率報告書の表中、括弧内に示しております早期健全化基準の数値を大きく下回っており、本法における財政の健全性を保っております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） なかなか指標がよく分からないんですが、将来負担比率のところをお尋ねしたいんですが、ある程度の借金をしていくとここが増えるんじゃないかなと思われるんですが、例えば、北九州がここは143.2%やったんです。でも、140、それでもまだこの350には——つまり、ある程度借金しながら回しておるところが増えるのかなと思うんですが、そうなんですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） この数値が大きくなる場所は、北九州市、福岡市もそうなんですけど、地下鉄事業とか、北九州であればモノレールだと思うんですけど、そういった大きな事業を抱えている場合は、結構この数字が大きくなることはあると思います。ただ、うちの場合はそういうことをしておりませんで、先ほど申しましたように、借金はしておりますが、基金もためております。借金の中でも、普通交付税措置があるものを選んでなるべくしておりますので、実質的な負担が最終的にはゼロ以下になったということになります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） いや、何でもかという、この町も多分、今から大きな課題が出てくると思っています。何回も言うけど、学校を建てたり、水道もあるやろうし、それから、焼却場の問題が出てきている。そうしたときに、ある程度、将来を見越しながら覚悟を決めてやっていく時期が来ているかなと思ったので、ちょっと確認したかっただけです。どうもありがとうございます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第6号健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第27. 報告第7号

○議長（林 英明君） 報告第7号資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 報告第7号資金不足比率の報告をいたします。

議案書30ページをお開きください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度桂川町水道事業会計決算に基づき、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該資金不足比率を議会に報告するものでございます。

次のとおり、資金不足比率の報告を行います。

特別会計の名称、桂川町水道事業会計、資金不足比率について、資金不足はございません。

以上、簡略ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第7号資金不足比率の報告についてを終わります。

_____・_____・_____

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時25分散会
